

新潟県スポーツ少年団指導者協議会規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団規程（以下「少年団規程」という。）第17条に規定された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(目的)

第2条 協議会は、日本スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）相互の連帯と資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議し、新潟県スポーツ少年団事業の推進に協力することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、少年団規程第16条の規定により設置された専門部の部長（育成指導部は副部長を含む）をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名以内

理事 9名以上20名以内

- 2 会長、副会長及び理事は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならない。
- 3 会長は、育成指導部長をもって充てる。
- 4 副会長は、育成指導部副部長及び会長が指名する競技別専門部長をもって充てる。
- 5 理事は、競技別専門部長をもって充てる。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 8 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 9 協議会の役員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、欠員による役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 10 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は、理事会とする。

- 2 理事会は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集して議長となる。
- 3 理事会は、会長、副会長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成し、協議会の会務を処理する。
- 4 理事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 5 構成員が会議に出席できないときは、他の構成員又はその者が属する専門部の副部長又は部員に議決権を委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。
- 6 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(事務)

第6条 協議会の事務は、新潟県スポーツ少年団事務局において処理する。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の承認を得た後、新潟県スポーツ少年団総会の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 2 財団法人新潟県体育協会新潟県スポーツ少年団指導者協議会規程(昭和52年10月20日)は廃止する。
- 3 平成24年4月1日改正
- 4 平成26年4月1日改正
- 5 平成30年4月1日改正